

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年4月11日
事業者の氏名又は名称	阿波中央バス株式会社(法人番号6480001004830)(代表者 庭井明美)
事業者の所在地	徳島県阿波市阿波町字下原27番1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿波市阿波町字下原27番1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項、第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年2月22日及び同年3月1日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)届出運賃によらない運賃を収受していたこと(道路運送法第9条の2第1項)  (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。